

高齢者虐待を防ぐために

介護問題 ひとりで悩んでいませんか？



誰もが高齢期を迎えます。
高齢者虐待は
すべての人の問題です。

平均寿命がのび、多くの人が長寿を得られるようになった一方で、残念ながら高齢者の虐待数は増加しています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまな要因があります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族がともに健やかに暮らすためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが望まれています。



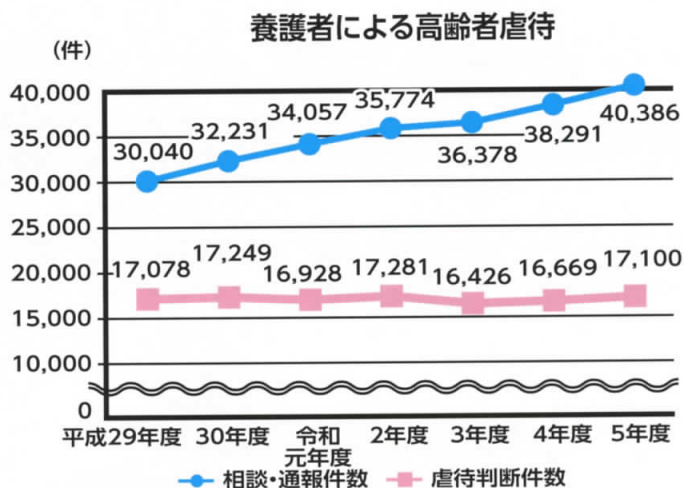
千葉の情報についてはホームページもご参照ください。



知ってください！ 高齢者虐待の現状！

厚生労働省が令和5年度に行った調査では、高齢者が家族などから虐待を受けたと判断された事例が、約1万7千件にのぼっています。表面化していないものを含めれば、さらに多くの高齢者が虐待の被害にあっていると考えられます。

(グラフ)／厚生労働省「令和5年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成



高齢者虐待が生じる背景には、養護者（介護者）が介護により心身共に疲労し、追いつめられていることが挙げられます。

このような行為は
虐待にあたります



身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつけたり、意図的にクスリを過剰に与えたりなど

介護・世話の放棄・放任

- 空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

心理的虐待

- 排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- キス、性器への接触、性行為を強要するなど

経済的虐待

- 本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

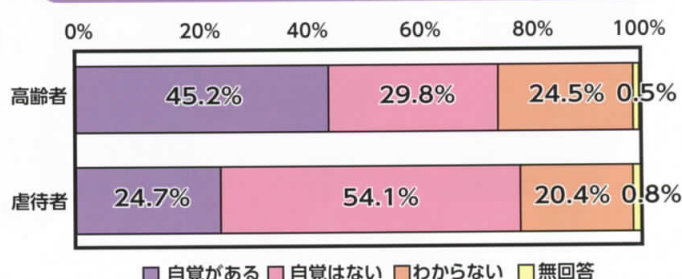
虐待であることを自覚していないことも

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている人の半数以上、虐待を受けている高齢者の3割の人が虐待の自覚がないという結果が出ています。気づかず不適切な対応になりやすい事例について、次のリストでチェックしてみましょう。

チェックリスト

- ☐ 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしったりしてしまう。
- ☐ 良いことと悪いことをわかってもらうために、たたくなどしてしつけをしている。
- ☐ 認知症により外出時に行方不明となるおそれがあるので、部屋に閉じ込めている。
- ☐ 認知症や寝たきりで外間が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせなかったりしている。
- ☐ 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- ☐ 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。

虐待についての自覚



(厚生労働省「平成18年 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について I 高齢者虐待防止の基本」より作成)

まわりの人へ

本人たちが自覚がなくても
虐待の疑いがある場合は
専門機関へ報告を。



介護をする人へ

～介護をがんばりすぎていませんか～

地域の人へ

～まわりにこんな人はいませんか～



介護の負担を
ひとりで
抱えている

認知症がある
高齢者を
介護している



介護者に
疾病や
障害がある

誰もが
直面するかもしれない
問題です

身近に
頼れる家族が
いない

経済的に
困窮している

近所
づきあいが
ない

上記のような状況では、介護者に精神的・身体的な負担がかかりやすくなります。

●積極的にサービスや制度を利用しましょう

介護をしている人は負担を軽くするために、サービスや制度を利用してみましょう。

また、上記のような状態の人がまわりにいたら、さまざまなサービスがあることをぜひ、教えてあげてください。

こんなサービス・制度が
あります

●在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプ）

介護や家事の支援サービスを行います。

訪問看護

自宅での看護師等による診療補助などのサービスです。

通所介護（デイサービス）

送迎により施設での食事や入浴のサービスを行います。

ショートステイ

短期間の施設の利用サービスが受けられます。

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

●施設サービス

特別養護老人ホーム

常時介護が必要で自宅等での生活が困難な人が入所して、日常生活支援や介護等が受けられます。

老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

療養病床等

長期療養が必要な人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーション等が受けられます。

このほかにも、地域によってさまざまなサービスがあります。



「成年後見制度」をご存じですか？

高齢者の財産などを守るために、成年後見制度を利用する方法もあります。成年後見制度とは、認知症などにより適切な判断をすることが難しくなった人を支援する制度です。預貯金の管理（財産管理）や日常生活上のさまざまな契約など（身上保護）を、本人に代わって後見人が支援します。高齢者が不利益をこうむったり、悪徳商法の被害者となったりすることを防ぎ、権利と財産を守ります。

●こんな人が後見人になります

弁護士、司法書士、社会福祉士、親族、福祉関係の公益法人 など



あなたの権利と財産を守ります

成年後見制度を考えてみませんか

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。

※詳しくは千葉市成年後見支援センター（☎209-6000）に、ご相談ください。

虐待防止のために

高齢者の虐待に気づいたら



虐待を防ぐためには、私たち一人ひとりの小さな「気づき」が大切です。虐待に気づいた人には通報義務があります。虐待をとめることは、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。気がかりなことがありましたら、あんしんケアセンターや各区の担当窓口へご連絡ください。また、虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは決してありません。安心して連絡してください。

●千葉市あんしんケアセンターってどんなところ？

あんしんケアセンターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の方々やその家族の方々を支える機関です。虐待の早期発見・防止、高齢者の人権や財産を守る取り組み、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな支援を包括的・継続的に行っており、どのような相談にも対応します。

相談内容を各区高齢障害支援課とともに把握し、行政機関、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

「どこに相談するのかわからない」といった悩みも、まずはあんしんケアセンターにご相談ください。

主な相談機関

●各区 高齢障害支援課 月～金曜日(祝日及び年末年始除く) 8時30分～17時30分

中央区高齢障害支援課 ☎221-2150	稲毛区高齢障害支援課 ☎284-6141	緑区高齢障害支援課 ☎292-8138
花見川区高齢障害支援課 ☎275-6425	若葉区高齢障害支援課 ☎233-8558	美浜区高齢障害支援課 ☎270-3505

●千葉市あんしんケアセンター(地域包括支援センター) 月～土曜日(祝日及び年末年始除く) 9時～17時 (緊急の場合は、時間外でも電話に応じます)

弁天 ☎216-2131	幕張 ☎212-7300	大宮台 ☎208-1212
中央 ☎216-2121	山王 ☎304-7740	鎌取 ☎293-6911
千葉寺 ☎263-3066	山王 宮野木出張所 ☎307-9010	誉田 ☎300-4855
松ヶ丘 ☎420-8325	園生 ☎306-6881	土気 ☎295-0110
松ヶ丘 白旗出張所 ☎308-9811	天台 ☎284-6811	土気 あすみが丘出張所 ☎205-5000
浜野 ☎305-0102	小仲台 ☎307-5780	真砂 ☎278-0111
こてはし台 ☎258-8750	稲毛 ☎216-2831	磯辺 ☎445-8440
花見川 ☎250-1701	みつわ台 ☎290-0120	磯辺 浜田出張所 ☎441-7410
さつきが丘 ☎307-3225	都賀 ☎312-5110	高洲 ☎278-2545
にれの木台 ☎205-4851	桜木 ☎214-1841	幸町 ☎301-5528
花園 ☎216-2610	千城台 ☎236-7400	